

議案第 9 号

橋本市小中学生医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
について

橋本市小中学生医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、
別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市小中学生医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

(橋本市小中学生医療費の支給に関する条例の一部改正)

第1条 橋本市小中学生医療費の支給に関する条例(平成22年橋本市条例第21号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>橋本市<u>子ども医療費</u>の支給に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、小中学生に係る医療費の一部(以下「<u>子ども医療費</u>」という。)をその保護者に支給することにより、小中学生の健康の保持及び増進に寄与し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める<u>子ども医療費</u>の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であり、かつ、市の区域内に住所を有する小中学生(以下「対象小中学生」という。)の保護者とする。ただし、次に掲げる者は除く。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(受給資格者の認定)</p> <p>第4条 <u>子ども医療費</u>の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に<u>子ども医療費</u>受給資格認定の申請をし、その認定を受けなければならない。</p> <p>(支給)</p> <p>第5条 市長は、前条の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)が対象小中学生の受けた保険給付に係る一部負担金を医療機関等に支払った場合は、当該支払額に相当する<u>子ども医療費</u>を支給するものとする。ただし、医療保険各法に基づく規約若しくは定款又は他の法令等により医療費の給付を受ける場合は、当該給付額を控除した額とする。</p>	<p>橋本市<u>小中学生医療費</u>の支給に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、小中学生に係る医療費の一部(以下「<u>小中学生医療費</u>」という。)をその保護者に支給することにより、小中学生の健康の保持及び増進に寄与し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める<u>小中学生医療費</u>の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であり、かつ、市の区域内に住所を有する小中学生(以下「対象小中学生」という。)の保護者<u>をいう</u>。ただし、次に掲げる者は除く。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(受給資格者の認定)</p> <p>第4条 <u>小中学生医療費</u>の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に<u>小中学生医療費</u>受給資格認定の申請をし、その認定を受けなければならない。</p> <p>(支給)</p> <p>第5条 市長は、前条の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)が対象小中学生の受けた保険給付に係る一部負担金を医療機関等に支払った場合は、当該支払額に相当する<u>小中学生医療費</u>を支給するものとする。ただし、医療保険各法に基づく規約若しくは定款又は他の法令等により医療費の給付を受ける場合は、当該給付額を控除した額とする。</p>

<p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、<u>子ども医療費</u>の支給を一時保留することができる。</p> <p>(1)・(2) 略 (支給の方法)</p> <p>第6条 前条に規定する<u>子ども医療費</u>の支給は、受給資格者の申請に基づき行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、<u>子ども医療費</u>を支給するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 前項の規定による支払があったときは、当該受給資格者に対し<u>子ども医療費</u>を支給したものとみなす。 (支給金の返還)</p> <p>第8条 市長は、偽りその他不正な行為又は第5条の規定により支給すべき額を超えた支給その他過誤払いにより<u>子ども医療費</u>の支給を受けた者があるときは、その者に対し既に支給した<u>子ども医療費</u>の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>2 略 (調査権)</p> <p>第9条 市長は、必要があると認めるときは、受給資格の有無の確認及び<u>子ども医療費</u>の額の決定のために必要な事項について、当該受給資格者その他関係人に対し当該事項に関する書類その他の物件の提出を求め、若しくは当該職員をして質問をさせ、又はその同意を得て住民基本台帳、課税台帳等の公簿で確認することができる。</p>	<p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、<u>小中学生医療費</u>の支給を一時保留することができる。</p> <p>(1)・(2) 略 (支給の方法)</p> <p>第6条 前条に規定する<u>小中学生医療費</u>の支給は、受給資格者の申請に基づき行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、<u>小中学生医療費</u>を支給するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 前項の規定による支払があったときは、当該受給資格者に対し<u>小中学生医療費</u>を支給したものとみなす。 (支給金の返還)</p> <p>第8条 市長は、偽りその他不正な行為又は第5条の規定により支給すべき額を超えた支給その他過誤払いにより<u>小中学生医療費</u>の支給を受けた者があるときは、その者に対し既に支給した<u>小中学生医療費</u>の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>2 略 (調査権)</p> <p>第9条 市長は、必要があると認めるときは、受給資格の有無の確認及び<u>小中学生医療費</u>の額の決定のために必要な事項について、当該受給資格者その他関係人に対し当該事項に関する書類その他の物件の提出を求め、若しくは当該職員をして質問をさせ、又はその同意を得て住民基本台帳、課税台帳等の公簿で確認することができる。</p>
--	---

(橋本市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正)

第2条 橋本市子ども医療費の支給に関する条例(平成22年橋本市条例第21号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
-----	-----

(目的)
第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部(以下「子ども医療費」という。)を支給することにより、子どもの健康の保持及び増進に寄与し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 「子ども」とは、小学校就学から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
(2) 「保護者」とは、親権を行う者その他の者で子どもを現に監護し、生計を維持しているものをいう。
(3)～(5) 略
(支給対象者)
第3条 この条例に定める子ども医療費の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であり、かつ、市の区域内に住所を有する子ども(以下「対象の子ども」という。)の保護者(保護者がない場合は、当該子どもに係る医療保険の納付義務者)とする。ただし、次に掲げる者は除く。
(1) 子どもの生計を維持する程度の高い者の前年(1月から7月までの間に新たに次条の認定を受けようとする場合にあつては、前々年をいう。以下同じ。)の所得(児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条及び第3条の規定により算出して得た額)が、別表に定める額以上の者
(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
(3) 略
(支給)
第5条 市長は、前条の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)が対象の子どもの受けた保険給付に係る一部負担金を医療機関等に支払った場合は、当該支払額に相当する子ども医療費を支給するものとする。ただし、医療保険各法に基づく規約若しくは定款又は他の法令等により医療費の給付を受ける場合は、当該給付額を控除した額とする。
2 市長は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、子ど

(目的)
第1条 この条例は、小中学生に係る医療費の一部(以下「子ども医療費」という。)をその保護者に支給することにより、小中学生の健康の保持及び増進に寄与し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 「小中学生」とは、小学校就学から中学校修了までの間にある者をいう。
(2) 「保護者」とは、親権を行う者その他の者で小中学生を現に監護し、生計を維持しているものをいう。
(3)～(5) 略
(支給対象者)
第3条 この条例に定める子ども医療費の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であり、かつ、市の区域内に住所を有する小中学生(以下「対象小中学生」という。)の保護者とする。ただし、次に掲げる者は除く。
(1) 小中学生の生計を維持する程度の高い者の前年(1月から7月までの間に新たに次条の認定を受けようとする場合にあつては、前々年をいう。以下同じ。)の所得(児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条及び第3条の規定により算出して得た額)が、別表に定める額以上の者
(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている小中学生の保護者
(3) 略
(支給)
第5条 市長は、前条の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)が対象小中学生の受けた保険給付に係る一部負担金を医療機関等に支払った場合は、当該支払額に相当する子ども医療費を支給するものとする。ただし、医療保険各法に基づく規約若しくは定款又は他の法令等により医療費の給付を受ける場合は、当該給付額を控除した額とする。
2 市長は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、子ど

<p>も医療費の支給を一時保留することができる。</p> <p>(1) <u>対象の子ども</u>の受けた保険給付の給付事由が第三者の行為によって生じ、又は生じたことが疑われる場合その他の最終的な一部負担金の額が明らかでない場合</p> <p>(2) 略 (支給の方法)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の申請は、<u>対象の子ども</u>が保険給付を受けた日の翌日から起算して5年以内に行わなければならない。</p> <p>3～5 略 (支給金の返還)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 市長は、<u>対象の子ども</u>が疾病又は負傷に関し、第三者から損害賠償を受けたときは、受給資格者に対し第5条の規定により支給すべき額の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した場合は、その全部若しくは一部を返還させることができる。</p>	<p>も医療費の支給を一時保留することができる。</p> <p>(1) <u>対象小中学生</u>の受けた保険給付の給付事由が第三者の行為によって生じ、又は生じたことが疑われる場合その他の最終的な一部負担金の額が明らかでない場合</p> <p>(2) 略 (支給の方法)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の申請は、<u>対象小中学生</u>が保険給付を受けた日の翌日から起算して5年以内に行わなければならない。</p> <p>3～5 略 (支給金の返還)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 市長は、<u>対象小中学生</u>が疾病又は負傷に関し、第三者から損害賠償を受けたときは、受給資格者に対し第5条の規定により支給すべき額の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した場合は、その全部若しくは一部を返還させることができる。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- この条例中第1条及び附則第3項の規定は令和4年8月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 第2条の規定による改正後の橋本市子ども医療費の支給に関する条例の規定は、令和4年10月1日以後に行われた保険給付について適用し、同日前に行われた保険給付については、なお従前の例による。

(橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年橋本市条例第62号)を次のように改める。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
-----	-----

別表第1(第4条関係)

機関	機関
1~3	略
4 市長	橋本市 <u>子ども医療費</u> の支給に関する条例(平成22年橋本市条例第21号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5・6	略

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1~11	略	略
12 市長	略	(1)~(8) 略 (9) 橋本市 <u>子ども医療費</u> の支給に関する条例による <u>子ども医療費</u> の受給資格に関する情報 (10) 略
13・14	略	略
15 市長	橋本市 <u>子ども医療費</u> の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1)~(6) 略
16・17	略	略

別表第1(第4条関係)

機関	機関
1~3	略
4 市長	橋本市 <u>小中学生医療費</u> の支給に関する条例(平成22年橋本市条例第21号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5・6	略

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1~11	略	略
12 市長	略	(1)~(8) 略 (9) 橋本市 <u>小中学生医療費</u> の支給に関する条例による <u>小中学生医療費</u> の受給資格に関する情報 (10) 略
13・14	略	略
15 市長	橋本市 <u>小中学生医療費</u> の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1)~(6) 略
16・17	略	略